

## 部門一般表彰規程

1995年2月7日制定  
1995年11月7日改定  
1998年10月1日改定  
2000年12月12日改定  
2019年4月23日改定  
2021年5月11日改定  
2022年3月16日改定

### (目的)

#### 1. 部門一般表彰の設置

技術と社会部門に関連する研究と活動の進展を促進するために、日本機械学会技術と社会部門では、部門一般表彰を設ける。

### (部門一般表彰の対象)

#### 2. 部門一般表彰の対象

##### (1) 優秀講演論文表彰

当該年度を含め3年以内に開催された、本部門が企画した講演会等において発表された講演論文であって、技術と社会との調和のとれた発展に寄与するものと期待される論文の発表者を表彰する。

##### (2) 優秀展示表彰

当該年度に開催された本部門企画の競技会・発表会・コンテスト等において称賛に値するとされた出品者を表彰する。

### (表彰者の資格)

#### 3. 表彰者の資格

(1) 優秀講演論文表彰の表彰者は原則として日本機械学会の会員とする。

(2) 優秀展示表彰の表彰者は附則に定める。

### (表彰候補者の推薦)

#### 4. 候補者の推薦方法

(1) 優秀講演論文表彰は、表彰候補者の推薦方法と時期を附則に定める。

(2) 優秀展示表彰は、表彰候補者の推薦方法を附則に定める。

### (選考)

#### 5. 選考の方法

(1) 優秀講演論文表彰は、表彰候補者の推薦方法と時期を附則に定める。

(2) 優秀展示表彰の選考は、附則に定める。

### (表彰件数)

#### 6. 表彰の件数

(1) 優秀講演論文表彰の当該年度の表彰件数は、原則として1件とする。

(2) 優秀展示表彰の表彰件数は、附則に定める。

### (表彰者の最終決定)

#### 7. 表彰者の最終決定

(1) 優秀講演論文表彰は、部門運営委員会にて表彰委員会の選考した表彰者の最終決定を行う。

(2) 優秀展示表彰の最終決定は、附則に定める。

(表彰の報告)

8. 部門長は、一般表彰の表彰内容が確定次第、表彰の名称、表彰の時期、表彰者名等を部門協議会を経て、理事会に報告する。ただし優秀展示表彰の報告は、附則に定める。

(表彰の時期と場所)

9. 一般表彰は、部門長が年1回、部門企画の集会事業に併せておこない、部門長名の賞状等を表彰者に贈る。表彰状の形式は、日本機械学会 技術と社会部門 優秀講演論文表彰とする。ただし優秀展示表彰の日時と場所は、附則に定める。

(経費)

10. 部門一般表彰並びに優秀展示表彰に係わる諸経費は部門運営費より支出する。

(本規定の変更)

11. この規定を変更するときは技術と社会部門運営委員会の承認を得なければならない。

(表彰の英文名称)

12. 表彰の英文名称は、以下の通りとする。

優秀講演論文表彰 : Technology and Society, Certificate of Merit for Outstanding Presentation

優秀展示表彰 : Technology and Society, Certificate of Merit for Exhibits

(関連規定)

13. 本規定の運用にあたっては、『「部門一般表彰」通則』を参照するものとする。